

## 生活協同組合コープさっぽろに対する勧告について

令和6年5月22日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、生活協同組合コープさっぽろ（以下「コープさっぽろ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同組合に対し勧告を行った。

### 1 違反行為者の概要

法人番号	7430005003056
名称	生活協同組合コープさっぽろ
主たる事務所の所在地	札幌市西区発寒十一條5丁目10番1号
代表者	代表理事 大見 英明
事業の概要	食料品等の小売業
出資金	893億4829万5000円

### 2 違反事実の概要

- (1) コープさっぽろは、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、
- ア 自らの店舗等で販売等を行う食料品等の製造
  - イ 顧客から請け負う商品等の配送
- を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2) コープさっぽろは、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額2537万4079円である（下請事業者27名）。
- ア 「月次リベート」の額（令和3年8月から令和6年4月まで）
  - イ 「システム利用料」の額（令和4年7月から令和6年4月まで）
  - ウ 「協賛金年契リベート」の額（令和3年10月から令和6年4月まで）
  - エ 「達成割戻金」の額（令和4年5月）
  - オ 「支払通知作成料」の額（令和3年8月から令和6年4月まで）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所下請課 電話 011-231-6300（代表） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>

- (3) コープさっぽろは、令和6年4月25日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っている。
- (4) コープさっぽろは、公正取引委員会から、平成24年6月22日、前記(2)アの「月次リベート」及び同ウの「協賛金年契リベート」の額を減じた行為と同様の行為につき下請法の規定に違反するとして勧告を受けたにもかかわらず、下請法の適用対象となる取引の管理体制の整備とその運用を適切に行わず、過去に勧告を受けた行為と同様の行為を行っていたものである。

### 3 勧告の概要

- (1) コープさっぽろは、次の事項を理事会の決議により確認すること。
  - ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること
  - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと
- (2) コープさっぽろは、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、次の対応を採るなど自らの遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること。
  - ア 法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査
  - イ 役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修
  - ウ 下請法の適用対象となる取引を適切に管理する体制を整備し、その運用を適切に行うこと
- (3) コープさっぽろは、次の事項を自らの役員及び職員に周知徹底すること。
  - ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
  - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) コープさっぽろは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
  - ア 減額した金額を下請事業者を支払ったこと
  - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) コープさっぽろは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

コープさっぽろ（親事業者）  
（食料品等の小売業）

## ● 下請取引の内容

コープさっぽろは、次の①及び②を下請事業者に対して委託している。

- ①自らの店舗等で販売等を行う食料品等の製造
- ②顧客から請け負う商品等の配送

## ● 違反行為の概要

**総額約 2 5 3 7 万円**を下請代金の額から**減額**した。（注1）

（内 訳）

- 月次リベート：約 2 3 2 2 万円（下請事業者 1 8 名）（注2）
- システム利用料：約 1 2 7 万円（下請事業者 8 名）
- 協賛金年契リベート：約 4 7 万円（下請事業者 1 名）（注2）
- 達成割戻金：約 3 5 万円（下請事業者 1 名）
- 支払通知作成料：約 7 万円（下請事業者 1 9 名）

※コープさっぽろは、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。

下請事業者（27名）  
（食料品等の製造、商品等の配送）

## 公正取引委員会からの勧告の内容

- 今後、減額を行わないこと等を理事会の決議により確認すること
- 以下の対応を採るなど自らの遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること
  - ・ 法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査
  - ・ 役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修
  - ・ 下請法の適用対象となる取引を適切に管理する体制を整備し、その運用を適切に行うこと

など

（注1） 下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。

（注2） コープさっぽろは、公正取引委員会から、平成24年6月22日、「月次リベート」及び「協賛金年契リベート」の額を減じた行為と同様の行為につき下請法の規定に違反するとして勧告を受けたにもかかわらず、下請法の適用対象となる取引の管理体制の整備とその運用を適切に行わず、過去に勧告を受けた行為と同様の行為を行っていたものである。

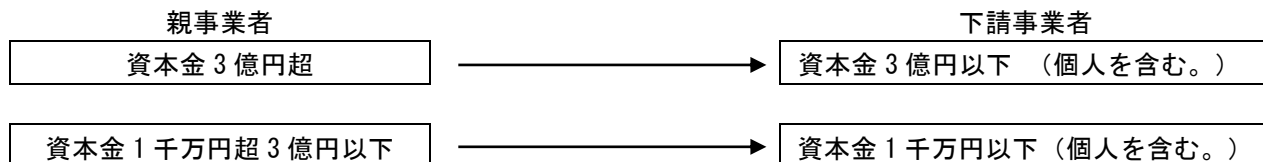
## 1 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

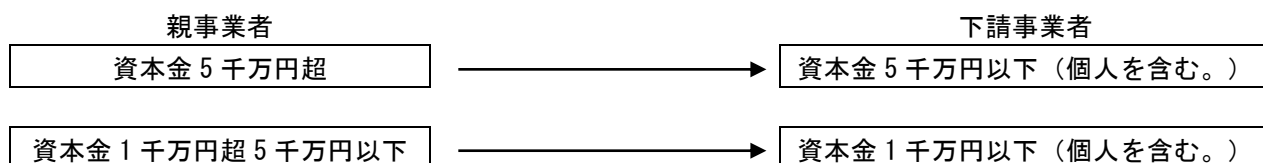
#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

## 2 参照条文

### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

#### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2、3 （略）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5、6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

#### （親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一、二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

#### （勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 (略)